

基本計画の構成及び検証・評価の方法

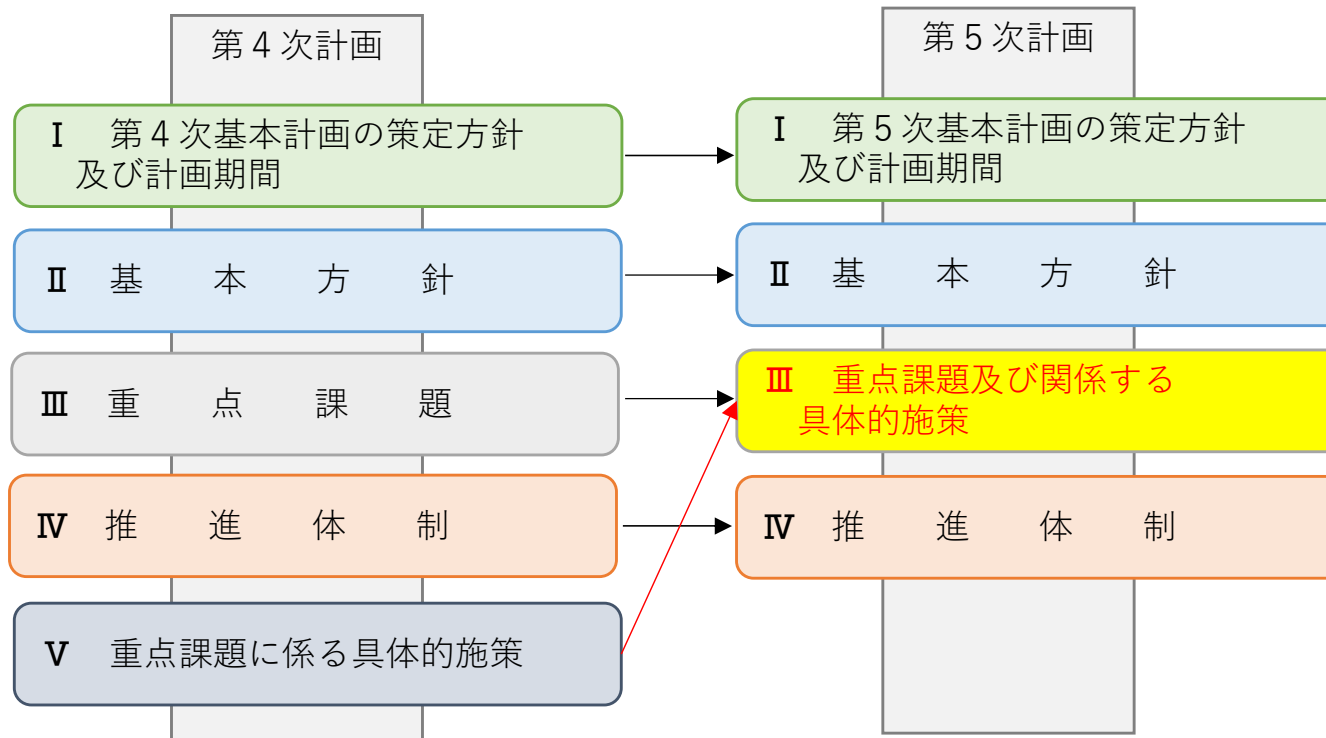


犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

基本計画の構成の見直し・施策の整理

全体の構成

5つの重点課題について、総論となる施策の必要性等と合わせてその具体的施策を示すため、現状の総論に当たる「Ⅲ 重点課題」と各論の「Ⅴ 重点課題に係る具体的施策」を統合する。



具体的施策の分類

4次計画では、重点課題ごとの具体的施策を基本法の条文（第11条～第22条）別に分類して掲載しているところ、分類項目と施策の内容をより整合させるため、以下のとおり分類の見直しを行う。

- ・ 分類項目名を施策の内容に応じたものに設定する（条文を引用しない）。
- ・ 施策と条文との関係性を明らかにするため、関連条文を重点課題別に示す。
- ・ 各施策を新たな分類項目に合わせて再配置する。

具体的施策の配置

読み手に分かりやすく施策を示すため、以下のとおり配置の見直しを行う。

- ・ 各分類項目内の配置を、原則として
時系列順、又は犯罪被害者等に対する一般的施策から罪種・対象等に応じた個別的施策の順に掲載する。
- ・ 必要に応じ、更に小項目を設定して整理する。
- ・ その他、新規に登録する施策等の適切な配置に留意する。

具体的施策の整理

4次計画までに意見・要望等に基づく具体的施策が279に及んでいるところ、施策の整理のため、以下の見直しを行う。

- ・ 合理的な施策の統合等を行う。
- ・ 再掲している施策を可能な限り整理（削減）する。
- ・ 一覧性を考慮し、個別に政府決定や計画等が策定されている特定の犯罪類型や課題については、当該計画等の引用により包括的に施策を盛り込む。

取組状況を把握するための指標の設定

参考指標の設定

4次計画では、計画の進捗を検証・評価するための指標等が示されていないところ、定量的な評価に馴染む施策については、各施策の定量的な把握に努め、進捗が見える化するため、施策に関連する数値を「参考指標」に設定し、重点課題別に整理する。

また、「達成目標」の設定が適切なものについては当該目標も記載する。

はじめに

I 第5次基本計画の策定方針及び計画期間

1 基本計画の策定方針

(策定に際して行ったこと)

- ・ 広く国民各層から基本計画の見直しに関する意見・要望の募集
- ・ 犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等からの意見・要望の聴取
- ・ 寄せられた意見・要望を踏まえ、基本計画の策定に向けて重点的に検討すべき論点の抽出
- ・ 現行計画に盛り込まれている施策の一層の充実を含む、基本計画に盛り込むべき施策についての議論

(「犯罪被害者等」について)

- ・ 基本計画における「犯罪被害者等」の説明

2 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5か年)

計画の見直しに際して意見・要望を募集・聴取し、これらを踏まえた論点整理・議論を行うなど、策定に当たっては犯罪被害者等の意見を施策に反映するという方針等について記載している。

今後予定している議論を含め、次期計画の策定方針に大きな変更はないことから、4次計画を参考に記載する。

II 基本方針

[4つの基本方針]

- ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。(法第3条1項)
- ② 個々の事情に応じて適切に行われること。(法第3条第2項)
- ③ 途切れることなく行われること。(法第3条第3項)
- ④ 国民の総意を形成しながら展開されること。(法第6条)

4つの基本方針は、基本法の第3条「基本理念」の各項及び第6条「国民の責務」に基づき、当初計画から定められている。

次期計画においても、基本方針として維持しつつ、各基本方針の記載について、現状に応じて変更する。

Ⅲ 重点課題及び関係する具体的施策

〔5つの重点課題〕

現行のⅢ・Ⅴを統合

第1 損害回復・経済的支援等への取組（法第11条、12条、第13条、第14条、第16条及び第17条関係）

1 総論

2 具体的施策

各課題における施策の必要性等を記載

- （1）損害回復の援助及び加害者の責任履行に関する施策
- （2）経済的支援に関する施策
- （3）居住の安定に関する施策
- （4）雇用の安定に関する施策

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組（法第11条、第14条、第15条、第19条及び第21条関係）

1 総論

2 具体的施策

- （1）心身に生じた被害の回復に関する施策
- （2）精神的被害の防止に関する施策
- （3）再被害の防止等の安全確保に関する施策

具体的施策の分類項目を見直し

第3 刑事手続への関与拡充への取組（法第11条、第18条、第19条及び第21条関係）

1 総論

2 具体的施策

- （1）捜査及び公判等における関与等に関する施策
- （2）加害者の処遇段階における関与等に関する施策

第4 支援等のための体制整備への取組（法第11条、第19条、第20条、第21条及び第22条関係）

1 総論

2 具体的施策

- （1）各機関・団体における体制の充実に係る施策
- （2）関係機関・団体の連携及び支援等の情報提供に関する施策
- （3）民間団体による活動への援助に関する施策
- （4）人材育成及び調査研究に関する施策

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組（法第11条及び第20条関係）

1 総論

2 具体的施策

- （1）国民各層に向けた広報啓発に関する施策
- （2）学校等における教育の推進に関する施策

原則、各施策を時系列順、又は一般的
施策→個別的施策の順で掲載

必要に応じ、更にテーマごとに小項目
を立てて整理

Ⅳ 推進体制

- (1) 国の行政機関相互の連携・協力
- (2) 国と地方公共団体との連携・協力
- (3) 国とその他様々な関係機関・団体等との連携・協力
- (4) 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
- (5) 施策の策定過程の透明性の確保
- (6) 施策の実施状況の検証・評価・監視等
- (7) 年次報告等によるフォローアップの実施
- (8) 基本計画の見直し

Ⅳ 推進体制の本文に指標の設定について記載し、Ⅳの最後に〔参考指標〕を追加

〔参考指標〕

1. 第1関係

- (1) ……の件数（令和6年度：○件）【達成目標：○件（令和○年度）】
- (2) ……の人数（令和7年4月1日現在：○人）
- (3) ……している地方公共団体の割合（令和7年度：都道府県○、市区町村○） 等

2. 第2関係

3. 第3関係

4. 第4関係

5. 第5関係

現行の施策を含め、定量的な評価に馴染むものについては、可能な限り定量的な指標（実数・割合等）を設定し、進捗を見える化

目標設定が適切なものについては「達成目標」も記載

「重点課題に係る具体的施策」の分類案（対比表）

現 行	施策番号	数	主要な変更	変更案
第1 損害回復・経済的支援等への取組		(37)		第1 損害回復・経済的支援等への取組 (基本法第11条、12条、13条、14条、16条、17条関係)
1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）	1～12	12		1 損害回復の援助及び加害者の責任履行に関する施策
2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）	13～19	7		2 経済的支援に関する施策
3 居住の安定（基本法第16条関係）	20～31	12		3 居住の安定に関する施策
4 雇用の安定（基本法第17条関係）	32～37	6		4 雇用の安定に関する施策
第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組		(87)		第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 (基本法第11条、14条、15条、19条、21条関係)
1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）	38～71	34	2章を内容ごとに振り分け	1 心身に生じた被害の回復に関する施策
2 安全の確保（基本法第15条関係）	72～105	34		2 精神的被害の防止に関する施策
3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）	106～124	19		3 再被害の防止等の安全確保に関する施策
第3 刑事手続への関与拡充への取組		(41)		第3 刑事手続への関与拡充への取組 (基本法第11条、18条、19条、21条関係)
1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）	125～165	41	2章3の一部を移動	1 捜査及び公判等における関与等に関する施策
			3章1、2章3の一部を移動	2 加害者の処遇段階における関与等に関する施策
第4 支援等のための体制整備への取組		(84)		第4 支援等のための体制整備への取組 (基本法第11条、19条、20条、21条、22条関係)
1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）	166～227	62	4章を内容ごとに振り分け	1 各機関・団体における体制の充実に関する施策
2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）	228～241	14		2 関係機関・団体の連携及び支援等の情報提供に関する施策
3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）	242～249	8		3 民間団体による活動への援助に関する施策
			各章の人材育成、研修関係を集約	4 人材育成及び調査研究に関する施策
第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組		(30)		第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 (基本法第11条、20条関係)
1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）	250～279	30	5章を内容ごとに振り分け	1 国民各層に向けた広報啓発に関する施策
				2 学校等における教育の推進に関する施策